

新座市告示第 131 号

保育料等の収納事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、指定公金事務取扱者として、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

新座市長 並 木 傑



1 指定公金事務取扱者

東京都文京区本郷三丁目33番5号
三菱UFJニコス株式会社
代表取締役 角田 典彦

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

- (1) 新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例（昭和62年新座市条例第4号）第4条第1項に規定する市立保育所の保育料
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項に規定する特定保育所の保育料
- (3) 新座市立保育所延長保育事業実施要綱（平成17年新座市告示第192号）第7条に規定する延長保育利用料
- (4) 新座市立保育所の給食費の徴収に関する要綱（令和元年新座市告示第157号）第2条に規定する給食費
- (5) 新座市放課後児童保育室条例（平成7年新座市条例第31号）第10条に規定する放課後児童保育室の保育料